

# 砥部町青少年育成センター補導委員表彰規程

平成20年3月24日

告示第23号

(趣旨)

第1条 砥部町青少年育成センター補導委員（以下「補導委員」という。）の表彰については、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において補導委員とは、砥部町青少年育成センター条例施行規則（平成17年砥部町規則第139号）第9条に定める者をいう。

(表彰の条件)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者の内から町長が行う。

- (1) 5年以上補導委員を務め、その功績が顕著である者
- (2) 補導委員で、その功績が特に顕著であると町長が認めた者

(期間の計算)

第4条 前条第1号に該当する者の期間の計算は、次の各号による。

- (1) 補導委員に就任した日の属する月から表彰の日又は補導委員を退任した日の属する月までの期間とする。
- (2) 就任期間が中断したときは、前後の期間を通算する。

(表彰日)

第5条 表彰は、毎年開催する砥部町青少年健全育成集会の場で行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、町長が表彰状と記念品を授与して行う。

(補導委員退任者に対する適用)

第7条 この告示による表彰は、第3条に該当する者が補導委員を退任した後にいても行うことができる。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。